

高松市・国分寺町合併協議会

## 第7回会議資料

日 時：平成16年9月28日（火）

午後1時30分

場 所：国分寺町女性会館 2階 第1会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 9 号	附属機関等の取扱い(協定項目第 17 号)について (第 6 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 10 号	公共的団体等の取扱い(協定項目第 18 号) について(第 6 回会議提案:継続協議) -----	4
協議第 11 号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 20 号) について(第 6 回会議提案:継続協議) -----	7
協議第 12 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 21 号)について (第 6 回会議提案:継続協議) -----	10
協議第 13 号	条例・規則等の取扱い(協定項目第 14 号) について -----	13
協議第 14 号	電算システム事業(協定項目第 24 - 2 号) について -----	16
協議第 15 号	広聴広報事業(協定項目第 24 - 3 号)について -----	19
協議第 16 号	生活保護事業(協定項目第 24 - 8 号)について -----	22

### ( そ の 他 )

建設計画作成に当たっての住民意向調査について -----	25
高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	25
今後の合併協議スケジュールについて -----	25
高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について -----	25

協議第 9 号（第 6 回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 7 月 13 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 17 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

#### 潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

#### 大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

#### つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

#### 岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等に合わせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。  
なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

#### 倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。

ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

#### 福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

#### 長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号（第6回会議提案：継続協議）

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年7月13日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第18号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

(1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

#### 岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

#### 福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

#### 長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

#### 鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号 ( 第 6 回会議提案 : 継続協議 )

使用料・手数料等の取扱い ( 協定項目第 2 0 号 ) について

使用料・手数料等の取扱い ( 協定項目第 2 0 号 ) を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 1 3 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

#### 新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

#### 潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

#### 廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

#### 呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

#### 秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

#### 岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

#### 高知市

1 使用料は、原則として現行のとおりとする。

ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。

2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。

3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

#### 鹿児島市

1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 2 号 ( 第 6 回会議提案 : 継続協議 )

各種団体への補助金・交付金等の取扱い ( 協定項目第 2 1 号 ) について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い ( 協定項目第 2 1 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 1 3 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

### 新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

### 大船渡市

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。  
両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。  
他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

### 呉市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

### 新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

#### 岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

#### 高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。  
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

#### 鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 13 号

条例・規則等の取扱い（協定項目第 14 号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第 14 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 28 日 提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 14 号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

#### 潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

#### 福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

#### 新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、条例・規則等の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

##### 堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

##### 高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行う。

##### 鹿児島市

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、合併時までには所要の措置を行うものとする。

協議第 1 4 号

電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について

電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 8 日 提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 電算システム事業（協定項目第24-2号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

##### 秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

##### 鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 15 号

広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 28 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業について協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

##### 秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

##### 岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。  
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

##### 高知市

- 1 広報事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村の行政無線による広報については、地域性等を勘案し、現行制度を引き継ぐものとする。
- 2 広聴事業は、高知市の制度に統一するものとする。

##### 長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

##### 鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 16 号

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 28 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 8 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、生活保護事業について協議された市 6市

#### 大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

#### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。

ただし荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

#### 呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 生活保護事業（協定項目第24-8号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、生活保護事業について確認された市の事例

##### 秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

##### 長野市

生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。

##### 長崎市

長崎市の制度を適用する。

##### 鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

#### 4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

別紙 2 のとおり

(3) 今後の合併協議スケジュールについて

別紙 3 のとおり

(4) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 8 回会議

(ア) 日時 平成 16 年 10 月 19 日 (火) 午後 1 時 30 分

(イ) 場所 高松市福岡町二丁目 3 番 2 号

香川県自治会館 7 階会議室

(別紙2)

合併協定項目の協議状況

平成16年9月28日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
(過疎地域の指定及び計画)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(ケーブルテレビ事業)						
(水問題対策)						
(塩江町老人福祉センター)						
(各種スポーツイベント事業)						
(農業経営者協会)						
25. 建設計画		構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない

(別紙3)

今後の合併協議スケジュール(予定)

日程	平成16年												
	第1回会議 H16.2.3	第2回会議 H16.3.1	第3回会議 H16.4.9	第4回会議 H16.5.6	第5回会議 H16.6.11	第6回会議 H16.7.13	第7回会議 H16.9.28	第8回会議 H16.10.19	第9回会議 H16.11月	第10回会議 H16.11月	第11回会議 H16.12月		
合併協定項目の協議	協議会各種規程等について 1. 合併の方式(提案)	【協議事項】 1. 合併の方式(継続協議)	【協議事項】 1. 合併の方式(確認)	【協議事項】 2. 合併の期日(提案) 3. 新市の名称(提案) 4. 新市の事務所の位置(提案) 行政制度等の調整方針決定	【協議事項】 2. 合併の期日(確認) 3. 新市の名称(確認) 4. 新市の事務所の位置(確認) 5. 財産の取扱い(提案) 6. 町名・字名の取扱い(提案) 7. 慣行の取扱い(提案) 8. 特別職の職員等の取扱い(提案)	【協議事項】 5. 財産の取扱い(確認) 6. 町名・字名の取扱い(確認) 7. 慣行の取扱い(確認) 8. 特別職の職員等の取扱い(確認) 9. 附属機関等の取扱い(提案) 10. 公共的団体等の取扱い(提案) 11. 使用料・手数料等の取扱い(提案) 12. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(提案)	【協議事項】 9. 附属機関等の取扱い(継続協議) 10. 公共的団体等の取扱い(継続協議) 11. 使用料・手数料等の取扱い(継続協議) 12. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(継続協議) 13. 条例・規則等の取扱い(提案) 14. 電算システム事業(提案) 15. 広聴広報事業(提案) 16. 生活保護事業(提案)	合併協定項目の協議  部会において行政制度・事務事業等の調整(約1,900項目)	(合併協議会)  提案	提案	合併協定項目(47項目)の協議終了  提案		合併協定書調印式
	建設計画			建設計画の作成方針決定	建設計画の構成報告	住民意向調査の報告	建設計画の素案提案	建設計画(案)の提案	建設計画(案)の提案	建設計画(案)の確認			